

文京区介護給付費等運営費等助成要綱

20文福障第2174号平成21年3月31日決定
24文福障第2659号平成25年3月26日改正
26文福障第267号平成26年4月28日改正
27文福障第158号平成27年4月1日改正
30文福障第238号平成30年4月1日改正
30文福障第2024号平成30年12月28日改正
2021文福障第428号令和3年5月27日改正

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）及び同条第17項に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を行う事業者の安定的な運営を図るため、障害福祉サービスに係る介護給付費等に加算して運営費等を助成し、もって障害福祉の向上に資することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 運営費等に係る助成（以下「助成金」という。）の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 短期入所 短期入所の事業について、法第36条第1項の規定による指定を受けた事業者
- (2) グループホーム（東京都の区域内に所在する事業所で実施する事業に限る。以下「都内型グループホーム」という。） グループホームの事業について、法第36条第1項の規定による指定を受けた事業者
- (3) グループホーム（東京都の区域外に所在する事業所で実施する事業に限る。以下「都外型グループホーム」という。） グループホームの事業について、法第36条第1項の規定による指定を受け、かつ、所在地が東京都の区域外にある事業者
(助成事業の内容等)

第2条の2 助成金の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 短期入所に係る運営費の助成 短期入所の運営を支援するための助成をいう。
- (2) グループホームに係る運営費の助成 グループホームの運営を支援するための助成をいう。
- (3) 夜間支援体制に対する助成 都内型グループホームにおいて、夜間支援を行った場合の助成をいう。
- (4) 通過型グループホームに対する助成 東京都により通過型グループホームとして指定を受けたグループホームに対する助成をいう。
- (5) 精神科医療連携体制に対する助成 都内型グループホームが精神科医療との連携を

行う体制を整備するために必要となる経費に対する助成をいう。

2 グループホームに係る運営費の助成において、基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援を行った日とする。ただし、これらの支援を行う旨をあらかじめ個別支援計画に記載していなければならない。

- (1) 日常生活支援
- (2) 食事提供支援
- (3) 介護等支援
- (4) 入院時における病院等との連絡調整等支援
- (5) 帰宅時における家族等との連絡調整等支援
- (6) 前各号のほか、入居者に対する支援

(対象事業)

第3条 助成金は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する事業を行った場合に支払うものとする。ただし、精神障害者及び難病患者がグループホームの対象事業者からサービスの提供を受けた場合は、支払わないものとする。

- (1) 法第22条の規定により支給決定を受けた者にサービスを提供したとき。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定により、区から措置を委託されたとき。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に定める対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める額を月単位で算定する。

- (1) 短期入所の対象事業者 東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領（29福保障自第1944号）第4条の規定に基づき算定した額
- (2) 都内型グループホームの対象事業者 東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（20福保障居第3985号）第7条、第8条、第12条及び第13条の規定に基づき算定した額
- (3) 都外型グループホームの対象事業者 別表に掲げる区加算日額単価に基準日数を乗じて得た額

(助成の条件)

第4条の2 対象事業者は、助成金の交付を受けるに当たり、次に定める条件を遵守しなければならない。

- (1) 短期入所に係る助成の条件は、次に定めるところによる。

ア 地方公共団体が認証した評価機関による福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は（以下「起算日」という。）最後に当該福祉サービス第三者評価の受審を完了した日の属する月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、当該指定を受けた日から3年間は適用しない。

ウ アに規定する第三者評価の受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年

を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) グループホームに係る助成の条件は、前号アからウまで及びこの号に定めるところによる。

ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講していること。この場合において、「一定数」とは、事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）をいい、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修をいう。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。

ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

エ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

（助成金の請求）

第5条 助成金の請求は、毎月10日までに運営費等請求書に關係書類を添えて、区長に提出するものとする。

（助成金の支払）

第6条 区長は、前条の規定による請求のあった事業について適当であると認めた場合は、助成金の交付を決定し、対象事業者へ支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 区長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 事業の内容等が対象事業と異なり、又は助成金の目的に反するとき。

(3) その他区長が必要があると認めたとき。

（違約加算金）

第8条 対象事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第9条 対象事業者は、第7条の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未

納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(関係書類の作成及び保管)

第10条 対象事業者は、助成金及び事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、第4条の2については、平成33年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第2条の2第5号の規定 平成31年1月1日

(2) 第4条の2第1号の規定 令和3年4月1日

(3) 第4条の2第2号の規定 令和2年4月1日

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区加算日額単価（令和3年4月1日以降）

（単位：円）

類型	配置区分	障害支援区分等	区加算日額単価							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
介護サービス包括型	4対1	第2条の2第2項第1号から第3号まで								
		区分6	1,891	2,103	2,156	2,315	2,421	2,632	2,791	2,950
		区分5	1,413	1,589	1,633	1,764	1,852	2,028	2,159	2,290
		区分4	1,212	1,362	1,399	1,511	1,587	1,735	1,847	1,960
		区分3	1,066	1,187	1,216	1,308	1,369	1,490	1,580	1,670
		区分2	826	920	942	1,012	1,059	1,151	1,220	1,290
		区分1以下	245	322	341	399	438	515	572	630
		個人ホームヘルプ（区分5）	0	0	0	0	0	50	146	240
		個人ホームヘルプ（区分4）	0	107	136	223	281	397	484	570
		第2条の2第2項第4号から第6号まで								
		区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
		区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
		5対1	第2条の2第2項第1号から第3号まで							
			区分6	1,572	1,767	1,816	1,963	2,062	2,257	2,404
	区分5		1,295	1,454	1,493	1,613	1,693	1,851	1,970	2,090
	区分4		1,082	1,216	1,249	1,349	1,417	1,549	1,649	1,750
	区分3		924	1,030	1,055	1,135	1,188	1,293	1,371	1,450
	区分2		685	762	781	839	878	955	1,012	1,070
	区分1以下		246	308	324	371	403	465	513	560
	個人ホームヘルプ（区分5）		0	0	0	0	0	0	0	40
	個人ホームヘルプ（区分4）		0	0	0	61	111	211	286	360
	第2条の2第2項第4号から第6号まで									
	区分2以上		3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
	区分1以下		2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	6対1		第2条の2第2項第1号から第3号まで							
			区分6	1,955	2,139	2,186	2,325	2,417	2,603	2,742
		区分5	1,678	1,827	1,864	1,975	2,049	2,197	2,308	2,420
		区分4	1,476	1,599	1,630	1,722	1,783	1,907	1,999	2,090
		区分3	1,308	1,402	1,426	1,496	1,544	1,638	1,710	1,780
		区分2	1,068	1,134	1,152	1,201	1,234	1,300	1,350	1,400
		区分1以下	569	624	637	678	704	760	801	840
		個人ホームヘルプ（区分5）	0	0	0	72	121	221	295	370
		個人ホームヘルプ（区分4）	245	334	356	423	468	557	624	690
第2条の2第2項第4号から第6号まで										
区分2以上		3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
区分1以下		2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	
体験		第2条の2第2項第1号から第3号まで								
		区分6	1,543	1,764	1,820	1,986	2,097	2,319	2,485	2,650
	区分5	1,065	1,251	1,297	1,436	1,528	1,713	1,852	1,990	
	区分4	864	1,023	1,063	1,183	1,263	1,422	1,541	1,660	
	区分3	718	847	880	979	1,045	1,174	1,273	1,370	
	区分2	478	580	606	683	735	837	913	990	
	区分1以下	0	0	16	81	125	211	275	340	
	第2条の2第2項第4号から第6号まで									
	区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	

類型	配置 区分	障害支援区分等	区 加 算 日 額 単 価								
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
日 中 サ ー ビ ス 支 援 型	3 対 1	第2条の2第2項第1号から第3号まで									
		区分6	1,891	2,103	2,155	2,315	2,421	2,632	2,791	2,950	
		区分5	1,413	1,589	1,633	1,764	1,852	2,028	2,159	2,290	
		区分4	1,211	1,362	1,399	1,511	1,586	1,735	1,848	1,960	
		区分3	1,854	1,953	1,978	2,053	2,102	2,202	2,276	2,350	
		区分2	1,325	1,405	1,424	1,483	1,523	1,602	1,661	1,720	
		区分1以下	685	751	766	816	848	913	961	1,010	
		個人ホームヘルプ(区分5)	0	0	0	0	0	51	146	240	
		個人ホームヘルプ(区分4)	0	107	136	223	281	396	483	570	
		第2条の2第2項第4号から第6号まで									
		区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
		区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	
		4 対 1	第2条の2第2項第1号から第3号まで								
			区分6	1,892	2,103	2,156	2,315	2,422	2,632	2,791	2,950
	区分5		1,413	1,588	1,633	1,764	1,852	2,028	2,159	2,290	
	区分4		1,211	1,361	1,399	1,511	1,586	1,736	1,848	1,960	
	区分3		1,762	1,864	1,889	1,965	2,016	2,118	2,194	2,270	
	区分2		1,220	1,303	1,323	1,385	1,426	1,508	1,569	1,630	
	区分1以下		592	661	677	728	762	829	879	930	
	個人ホームヘルプ(区分5)		0	0	0	0	0	51	146	240	
	個人ホームヘルプ(区分4)		0	106	136	223	281	397	484	570	
	第2条の2第2項第4号から第6号まで										
	区分2以上		3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
	区分1以下		2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	
	5 対 1		第2条の2第2項第1号から第3号まで								
			区分6	1,571	1,767	1,816	1,963	2,061	2,256	2,404	2,550
		区分5	1,295	1,455	1,494	1,613	1,693	1,852	1,971	2,090	
		区分4	1,081	1,216	1,248	1,349	1,416	1,550	1,650	1,750	
		区分3	1,563	1,650	1,672	1,738	1,782	1,869	1,935	2,000	
		区分2	1,032	1,101	1,117	1,168	1,202	1,269	1,319	1,370	
		区分1以下	547	602	615	656	684	738	779	820	
		個人ホームヘルプ(区分5)	0	0	0	0	0	0	0	40	
		個人ホームヘルプ(区分4)	0	0	0	61	111	210	286	360	
		第2条の2第2項第4号から第6号まで									
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	
体 験		第2条の2第2項第1号から第3号まで									
		区分6	1,571	1,767	1,815	1,963	2,061	2,257	2,404	2,550	
	区分5	1,295	1,455	1,494	1,613	1,693	1,851	1,971	2,090		
	区分4	1,081	1,216	1,249	1,349	1,416	1,550	1,650	1,750		
	区分3	1,759	1,842	1,862	1,924	1,965	2,048	2,109	2,170		
	区分2	1,230	1,292	1,307	1,354	1,386	1,447	1,494	1,540		
	区分1以下	721	771	783	820	846	895	933	970		
	第2条の2第2項第4号から第6号まで										
	区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190		
	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040		

類型	配置 区分	障害支援区分等	区 加 算 日 額 単 価							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
外部サービス利用型	4 対 1	第2条の2第2項第1号から第3号まで								
		区分2以上	1,395	1,472	1,491	1,549	1,588	1,665	1,722	1,780
		区分1以下	245	322	341	399	438	515	572	630
		第2条の2第2項第4号から第6号まで								
		区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
		区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
	5 対 1	第2条の2第2項第1号から第3号まで								
		区分2以上	1,196	1,258	1,274	1,321	1,353	1,415	1,463	1,510
		区分1以下	246	308	324	371	403	465	513	560
		第2条の2第2項第4号から第6号まで								
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	6 対 1	第2条の2第2項第1号から第3号まで								
		区分2以上	1,519	1,574	1,587	1,628	1,654	1,710	1,751	1,790
		区分1以下	569	624	637	678	704	760	801	840
		第2条の2第2項第4号から第6号まで								
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
体験	第2条の2第2項第1号から第3号まで									
	区分2以上	1,058	1,144	1,166	1,231	1,275	1,361	1,425	1,490	
	区分1以下	0	0	16	81	125	211	275	340	
	第2条の2第2項第4号から第6号まで									
	区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	

備考

- 1 この表における比率は、入居者の数と世話人の数の比率を表すものとする。
- 2 この表において「体験」とは、グループホームを体験で利用するものをいう。
- 3 この表において「個人ホームヘルプ」とは、法第5条第2項に規定する居宅介護及び同条第3項に規定する重度訪問介護を個人で利用するものをいう。